

秋選管告示16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定による個人演説会等を開催することができる施設について指定した旨秋田市選挙管理委員会から報告があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成27年3月6日

秋田県選挙管理委員会委員長 竹田勝美

| 施設の名 称 | 施設の所在地 | 指定年月日 |
|--------------|---------------------|------------|
| 秋田市太平地域センター | 秋田市太平目長崎字沼田42番地 | 平成27年2月18日 |
| 秋田市上新城地域センター | 秋田市上新城五十丁字小林88番地の5 | 平成27年2月18日 |
| 秋田市下北手地域センター | 秋田市下北手柳館字前田面133番地の1 | 平成27年2月18日 |
| 秋田市金足地域センター | 秋田市金足小泉字上前55番地 | 平成27年2月18日 |